

強者の戦略

一橋大学政治・経済対策〔問題編〕

今回は政治・経済のパートです。2014年の一橋大学の第2問の問1を取り上げて説明いたします。「政教分離」についての問題になります。よく聞く言葉ですが、いざ書くとすると…。文章中のヒントとなる部分を拾う形で論述に臨んでください。

【2014年度 一橋大学 第2問】

次の文章を読み、下の問いに答えなさい。

憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(20条1項前段)とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」(同条2項)として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」(同条1項後段)、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」(同条3項)とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」(89条)として、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けている。

一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、もともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであるから、世俗的権力である国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。もとより、①国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によつて異なるものがある。〔中略〕

しかしながら、元来、政教分離規定は、……信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を……保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、宗教は、信仰という個人の内面的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であつて、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあつて、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れえないこととなる。したがつて、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものといわなければならない。更にまた、②政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえつて社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない……。

(最高裁判所昭和52年7月13日大法廷判決から抜粋。)

強者の戦略

問 1 下線部①に関連して、日本の、とりわけ明治憲法下における、国家と宗教との関係の特色を指摘することによって、日本国憲法が詳細な政教分離規定を設けた意義について説明しなさい。(200字以内)